

8月1日から乳幼児医療費受給者証が変わります

小平町では、少子化対策の一環として子育て支援と受給者の負担軽減を図るため、道の制度を上回る、中学生までの児童生徒を対象に医療費の助成を実施してきましたが、平成27年4月1日診療分より高校卒業までの児童生徒に対する医療費の無料化（保険適用分）へ拡大実施しております。

乳幼児医療費助成の変更点について



その① 高校3年生までの児童生徒へ受給者証を発行します！

今までは未就学の方と小学生の入院時のみに受給者証を発行していましたが、8月1日から0歳から18歳（高校3年生まで）の方を対象に受給者証を発行します。

国民健康保険以外の住所地特例者で更新等の必要がある方については、役場窓口で手続きを行って下さい。

その② 役場窓口での償還払いがなくなります！

受給者証を医療機関に提示することで、自己負担分の医療費（保険適用分）の支払いがなくなり、全額町が医療機関へ支払することとなるので、役場窓口での償還払いがなくなります。（ひとり親家庭等医療費助成については今まで通り償還払いとなります。）

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係（内線272・273）

2つの給付金【臨時福祉給付金】と【子育て世帯臨時特例給付金】今年もあります！

支給の対象者と思われる方には、9月上旬に申請書を郵送いたします。
支給開始時期は10月上旬からとなります。

- 臨時福祉給付金支給額 一人につき6,000円
- 子育て世帯臨時特例給付金支給額 対象児童一人につき3,000円
- 申請手続き 具体的な申請方法や申請期間の詳細については、決まり次第お知らせいたします。
- 問い合わせ先 保健福祉課福祉係（内線272・273）

高齢者グループハウス「はまなす荘」の入居者を募集しています

- *所在地 小平町字鬼鹿港町287番地の1 *募集室数 1室
- *入居資格 小平町に住所を有する、おおむね65歳以上で介護保険法に基づく要介護認定申請において、「自立」と判定された、一人暮らしの方及び夫婦のみの世帯で、別に定める要件を満たす方。
- *使用料等 居室使用料（月額）10,100円
共有室使用料（1人入居の場合）月額2,000円（2人入居の場合）月額4,000円
※居室における光熱水費（電気料・上下水道料）は、各室ごとの自己負担となります。
- *その他 お申し込みの先着順にて書類選考の上、入居を決定いたします。
- ◎申し込み・問い合わせ先
保健福祉課福祉係（内線272・288）もしくは、鬼鹿支所（☎57-1111）、達布支所（☎58-1111）

各町立診療所のお盆休みのお知らせ

施設	月日	8/12(水)	8/13(木)	8/14(金)	8/15(土)	8/16(日)	8/17(月)
小平診療所		←					→
鬼鹿診療所					←		→
小平歯科診療所			←				→
鬼鹿歯科診療所			←				→